（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　各処遇部（加古川刑務所及び長崎刑務所を除く。）及び播磨社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官二人を、喜連川社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官四人を、加古川刑務所及び長崎刑務所の処遇部並びに美祢社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官三人を置く。

2　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
札幌刑務所　網走刑務所　月形刑務所　宮城刑務所　山形刑務所　福島刑務所　黒羽刑務所　千葉刑務所　府中刑務所　横浜刑務所　静岡刑務所　名古屋刑務所　京都刑務所　大阪刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　大分刑務所	処遇担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務
	作業担当	前条第二号に掲げる事務
［略］		
美祢社会復帰促進センター	処遇第一担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務（処遇第二担当の所掌に属するものを除く。）
	処遇第二担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務のうち、女子の被収容者に関すること。
	企画担当	前条第二号から第四号までに掲げる事務
長崎刑務所	処遇担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務（社会復帰支援担当の所掌に属するものを除く。）
	作業担当	前条第二号に掲げる事務
	社会復帰支援担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務のうち、被収容者の社会復帰支援に関すること。
［略］		

（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　各処遇部（加古川刑務所を除く。）及び播磨社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官二人を、喜連川社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官四人を、加古川刑務所の処遇部及び美祢社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官三人を置く。

2　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
札幌刑務所　網走刑務所　月形刑務所　宮城刑務所　山形刑務所　福島刑務所　黒羽刑務所　千葉刑務所　府中刑務所　横浜刑務所　名古屋刑務所　京都刑務所　大阪刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　大分刑務所	処遇担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務
	作業担当	前条第二号に掲げる事務
［同上］		
美祢社会復帰促進センター	処遇第一担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務（処遇第二担当の所掌に属するものを除く。）
	処遇第二担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務のうち、女子の被収容者に関すること。
	企画担当	前条第二号から第四号までに掲げる事務
［項を加える。］		
［同上］		